

2024 年度 ひとづくり助成金

募集要項

一般財団法人 安藤ハザマひとづくり財団

1. プログラムの趣旨

建設産業の担い手を確保するために、専門工事会社に取り組む活動に係る費用の全額または一部を補助します。また、助成対象となった活動のうち他の模範となるような事例は公開して、建設産業における同様の活動を後押ししていきたいと考えています。

2. 助成の枠組み

	1) 専門工事業PR助成金	2) 若手建設技術社員・技能労働者育成助成金
助成対象となる活動	建設産業の担い手を確保するために行う広報活動であること ただし、福利厚生やコスト低減等を主な目的としていると本財団が判断したものは対象外とする。	建設技術社員や技能労働者の若手育成・定着を図る活動であること ただし、福利厚生やコスト低減等を主な目的としていると本財団が判断したものは対象外とする。
活動要件	①自社主導で進め、自らの考えや思いが込められた活動であること ②申込時に活動中か、申込後3か月以内に活動開始が計画されていること	
助成期間	原則として2024.4.1~2025.3.31(1年間)	
助成金額	上限100万円/件	
助成総額	約500万円 ※助成件数は5件程度を予定	約500万円 ※助成件数は5件程度を予定
助成対象費用	助成対象となる活動を行うために直接必要な費用と本財団が判断したもので、助成対象者が原則として2024年4月から2025年4月までに支払ったもの ※助成対象外となる経費の例 ・社員人件費 ・事業所として恒常的に使用する場所の賃借料や水道光熱費等 ・事業所で恒常的に使用する什器備品等の購入費等 ・領収書がない等により用途が不明なもの	
助成対象者の責務	(1)助成対象者は2024年5月末までに(それまでに活動が終了している場合は終了後遅滞なく)、本財団所定の書式に従って「活動報告書」「収支決算報告書」及び「誓約書」を作成し、提出してください。 (2)提出いただいた「活動報告書」等の内容は情報公開の対象とさせていただきます、本財団のウェブサイト等に掲載することがあります。 (3)個別に取材させていただくことがありますので、その場合はご協力願います。	

3. 応募について

◆ 応募期間

2024年4月8日（月）～7月29日（月）

◆ 応募団体の要件

専門工事会社及びそのグループ・団体

※ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。（グループ・団体は当財団で判断）

(1)本財団より前々年度または前年度に助成を受けた会社

(2)常時使用する従業員数が300人以上の会社

(3)発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する会社

◆ 応募書類

①助成申込書（本財団書式）

書式は本財団ウェブサイト（<https://www.ad-hzm-zaidan.or.jp>）からダウンロード

②活動内容が分かる説明資料（書式自由）

③活動費用の内訳がわかる資料（見積書や業務委託契約書等）

④法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

⑤法人の概要を示す資料（会社案内、事業経歴書等）

⑥前期の事業報告書及び決算書類

※①はExcelデータとPDFデータとの両方、②～⑥はPDFデータのみ

◆ 応募方法

応募書類を電子メールでお送りください。

当財団メールアドレス Email：info@ad-hzm-zaidan.or.jp

◆ 事前相談

個別の事前相談に応じますので、事務局宛にお問い合わせください。

4. 選考について

◆ 選考方法

学識経験者と有識者らで構成する「選考委員会」により行い、当財団の理事会で最終決定いたします。

なお、助成対象として決定しても助成金額が応募金額より減額となる場合があります。

◆ 選考基準

選考基準は、以下のとおりです。

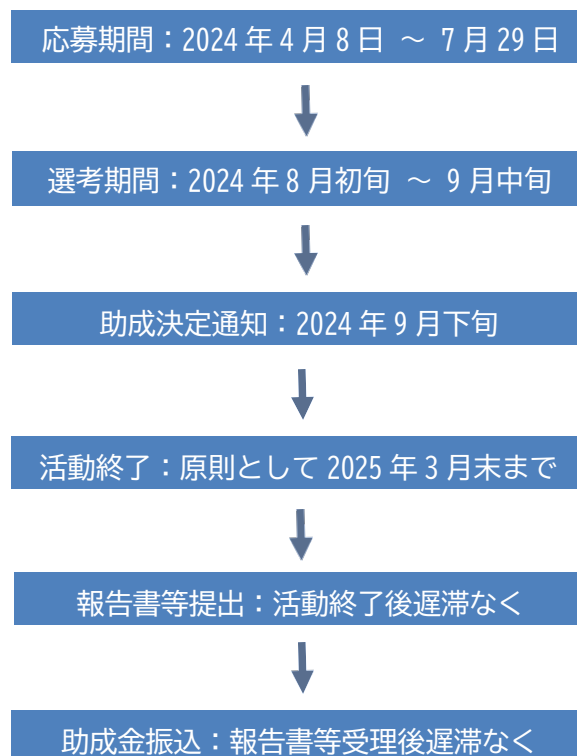
- (1) 創意工夫があるか
- (2) 効果が見込めるか
- (3) 継続性があるか
- (4) 費用は相当か

◆ 選考結果

選考結果は2024年9月末までに、申込者に電子メールで通知するとともに本財団ウェブサイトで公表します。

5. 応募から助成終了までの流れ

応募から助成決定、助成金振込までに必要な事項とその時期は以下のとおりです。助成応募者は、当財団の担当者とのコミュニケーションを取りながら進めるようご注意ください。



6. その他

◆ 個人情報の取り扱いについて

提出していただいた個人情報は当財団の「個人情報の保護に関する基本方針」に則り、本プログラムに関わる業務の必要最小限で利用いたします。

◆ その他注意事項について

(1)反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる会社及びその団体からの申込みは受け付けられません。また、万が一、助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は助成金を返還いただきます。

(2)対象となる活動が実施されなかったときや大幅に変更されたとき、申込内容に虚偽の記載が判明したとき、必要書類の提出を怠ったとき、助成対象者として適当でない事実があったとき、その他理事会が適当でないと判断したときには助成金の交付取り消しまたは返還を求めることがあります。

問い合わせ先

一般財団法人安藤ハザマひとづくり財団 事務局 武藤

Email : info@ad-hzm-zaidan.or.jp

TEL : 03-6381-5100 ※平日 9 : 00 ~ 17 : 00